

渋谷区からの重要なお知らせです

令和4年7月から渋谷区全域で「プラスチック」の分別区分と回収方法が変わります。

「プラスチック」の出し方が変わります。

「可燃ごみ」の日



「資源」の日

可燃ごみで収集している「プラスチック」を資源として回収します。

これにより、渋谷区では次の9品目を資源回収いたします。

- 新聞 ●雑誌 ●ダンボール ●びん ●缶 ●ペットボトル
- スプレー缶、カセットボンベ ●蛍光管 ●プラスチック

「資源」として回収する「プラスチック」は、次のものです。

「中身の見える袋」に入れてお出してください。

●プラスチック製品(概ね30cm角以内)

- ・商品を入れていたもの(容器)や包んでいたもの(包装)であって、中身の商品を取り出した(使った)後、不要となるプラスチック製のもの
- ・その他プラスチック製のもの

(例) シャンプー・洗剤のボトル類、お菓子の袋、カップ麺の容器、卵のパック、食品トレイ、プラスチック製のハンガー(フック部分が金属でも可)、CD、DVD、ビデオテープ、発泡スチロール製品、ポリバケツ、プラスチック製のおもちゃ(電池は外してください) など



(注) 洗っても汚れが落ちないもの、ライター、モバイル電池、在宅医療で使用した注射器などは除きます。